

研究・産学官連携戦略ワーキンググループの設置について

〔 令和 2 年 7 月 9 日 〕
〔 研究開発戦略専門調査会会長決定 〕

- 1 国際的に研究発表が伸びており、我が国でも伸びつつある実践的なサイバーセキュリティの研究分野に着目し、研究や産学官連携の振興に向けた戦略について検討するため、研究開発戦略専門調査会の下に、研究・産学官連携戦略ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。
- 2 WGは、上記分野における研究や産学官連携の振興に向けた課題及びその対応の方向性等について、調査検討を行う。
- 3 WGの委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターのセンター長が委嘱した者とする。
- 4 WGに主査を置く。WGの主査は、その委員の互選により決する。
- 5 WGの主査は、必要があると認めるときは、WGの委員以外の者に対し、WGの会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 WGの庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 WGは、その設置に係る調査検討を1年程度を目処に進め、終了後、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGの主査が定める。